

東教委第 565 号
令和 4 年 9 月 20 日

保護者各位

東村教育委員会
教育長 比嘉 鶴見
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「社会経済活動を継続しながら医療を守るための対策期間」における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について（通知）

白露の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より幼稚園、小・中学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県は対処方針として、「社会経済活動を継続しながら医療を守るための対策期間」を 9 月 17 日から 9 月 30 日まで、県民に要請しております。

そこで、東村教育委員会においても、感染防止に向けて下記のとおり、幼児児童生徒が学校生活を送るよう通知いたします。

保護者の皆様におかれましては、これまで同様、家庭内における感染症対策の徹底等、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今回の通知を持って、令和 4 年 5 月 2 日付東教委第 118 号は廃止とします。今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 学校生活について

- (1) 教科等における授業において、換気等の感染対策を十分講じた上でグループ学習等を行う。
- (2) 体育科の授業においては、マスクを外して行う。また、用具等については使用後に消毒を確実にを行う。
- (3) 音楽科の授業においては、児童生徒間の距離（最低 1 m）をとった上で合唱・合奏等を行う。
- (4) 家庭科の調理実習においては、器具や用具等の使いまわしを可能な限り避ける等の対策を講じる。
- (5) 校外学習の際、訪問する場所の感染状況を踏まえた上で実施の可否を判断する。
- (6) 集合学習は、感染対策を講じた上で実施する。
- (7) 給食は、全員が一方向を向いて飲食する等、感染対策を講じる。
- (8) 清掃においては、使用頻度の高い箇所（照明塔のスイッチ、ドアノブ、机や椅子）を 1 日 1 回以上は消毒を行う。
- (9) 学校車やスクールバス等を使用する場合、座席の消毒や換気等、感染対策を徹底する。
- (10) 毎日、家庭において検温を行い、記録表を提出する。
- (11) マスク着用、手指消毒は行う。ただし、マスク着用により、過度に息苦しさを感じたり気分不良になったりする場合には幼児、児童生徒の体調を優先し、窓側に座席を移動してマスクを外す等の配慮をする。
- (12) グループ学習は密になることから、可能な限りマスク着用を推奨する。

2 学校行事について

- (1) 地域の感染状況を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- (2) 三密を回避し、人数制限を行う等、幼児児童生徒の教育的意義を尊重し、可能な限り実施の方向で進めること。

3 部活動について

- (1) 小学校のミニバスケットボール部、中学校のバスケットボール部、音楽部の練習は、平日2時間（早朝練習を含む）、土日祝日は3時間以内とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）
- (2) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定する。

※詳細については、「令和4年7月25日付東教委第425号『沖縄県対処方針変更に伴う7月26日以降の村内小中学校における部活動について（通知）』」、「部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方」を参照すること。



<https://onl.sc/tnFX5cj>



<https://onl.sc/UkK54qs>

4 幼稚園について

- (1) 密になる遊びとなる場合には、可能な限りマスク着用を促す。ただし、外での遊びに関してはマスク着用の必要はない。
- (2) 体育教室・英語教室は、実施する。

5 登園・登校の判断について

(1) 園児、児童生徒が感染した場合

学 校	同一の学級において複数の園児、児童生徒の感染が判明した場合や感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合は、学級閉鎖とする。（原則5日間）
-----	--

園児、児童生徒	登園・登校はしない。保健所の指示に従う。その間は出席停止扱いとする。
---------	------------------------------------

(2) 同居家族に感染者が発生した場合

園児、児童生徒	原則、登園・登校はしない。
---------	---------------

- ①当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止。

②最終接触から2・3日目抗原キット（自費検査）より陰性の場合、3日目から登校可能。ただし、症状がある場合は医療機関の受診か抗原キットの活用。その間は出席停止扱いとする。

(3) 同居家族が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 無症状の場合、登園・登校してもよい。ただし、発熱や風邪等、体調に異変を感じる場合は登園・登校は控える。PCR検査や抗原キット検査にて陰性の場合、翌日から登園・登校することができる。その間は出席停止扱いとする。

(4) 同居家族以外の感染者と接触した場合

園児、児童生徒 ①無症状であれば、登園・登校してもよい。
②症状があれば、登園・登校は控える。PCR検査や抗原キット検査にて陰性の場合、翌日から登園・登校することができる。その間は出席停止扱いとする。

(5) 発熱や風邪、咳等がある場合

園児、児童生徒 登園・登校を控える。家庭において抗原キット検査やPCR検査を推奨する。抗原キットやPCR検査を行っていない場合は、症状が治まるまで自宅療養とする。その間は出席停止とする。

6 その他

- (1) 家庭内感染予防のため、自宅でも手洗いや定期的な住居内での共有部分の消毒等を行う。
- (2) 子どもが欠席する場合、幼稚園、小・中学校への連絡を確実にを行う。
- (3) 早寝・早起き・バランスのとれた食事等、生活リズムの確立を図る。
- (4) 感染や濃厚接触等により学校を休む場合は、学校や担任等と連絡を取り合い、オンラインでの授業参加、課題提示等に取り組む。
- (5) ワクチン接種による体調不良や発熱等の場合、出席停止扱いとする。
- (6) マスク着用により、幼児や児童生徒が体調不良等を訴えた場合は、学校か東村教育委員会に相談を行う。話し合いにより、マスクを着用する場面、マスクを必ずしもする必要がない場面を幼児、児童生徒の意見を尊重しながら共通理解を行う。



本件担当

東村教育委員会 指導主事 泉川 良之

TEL 0980-43-2130 FAX 0980-43-2017

e-mail Yoshiyuki.i@vill.okinawa-higashi.lg.jp

<https://onl.sc/wQIA6XC>